

高齢者肺炎球菌ワクチン定期予防接種のご案内

1 肺炎について

現在、日本における死亡原因において肺炎（誤嚥性は除く）は約5%（令和6年：全死因のうち第5位）を占めており、肺炎で亡くなる方の95%以上が65歳以上の方とされています。そのうちの25～40%は肺炎球菌という菌が原因とされており、体力が落ちてくる年齢（65歳以上）になると免疫力も低下し、肺炎球菌が原因で肺炎や髄膜炎等を発症する人が増え、死亡者の数も増加してきます。

2 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種について

高齢者に対する肺炎球菌ワクチン予防接種は、肺炎球菌を原因とした肺炎等の疾病の発症や重症化、死亡リスクを軽減する効果があります。

令和8年4月1日からは使用するワクチンが「沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチン」に変更となり、従来のワクチンより予防効果がより強くより長く持続するものとなり、現状では再接種の必要性は低いとされています。

3 費用助成の対象者について

次の①、②のいずれかに該当し、今までに一度も肺炎球菌の予防接種（23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン または 沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチン）を受けていない方は、同封の接種券を使って接種を受けることができます。

① 接種日時時点で 65 歳の方

※ 65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日の前日までの間、接種を受けることができます。

② 接種日において60歳から65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方（身体障害者手帳1級相当）

※ 2回目以降の接種や66歳以上の方についてはこの定期接種の対象とはなりません。接種を受ける場合は任意接種となり、費用は全額自己負担となります。

4 予防接種を受けるには

① 接種券の裏面に記載の取扱医療機関などに直接電話をして予約をしてください。

② 予約日に①接種券と②自己負担金、③マイナンバー保険証など氏名・住所・生年月日がわかるもの、（④費用免除対象の方は市から発行された自己負担金免除確認書）を持参し、医師の診断を受けて接種を受けてください。

※ 接種を受けられた後に医療機関から渡される「接種済記録票」が接種の証明になりますので、大切に保管してください。

5 副反応について

予防接種は、感染予防、発病予防、重症化予防、感染症のまん延予防するという目的がある一方で、極めてまれですが、副反応により健康被害が生じることがあります。この接種券を使い、重篤な健康被害を受けたと認められた場合は、予防接種法に基づく健康被害救済制度の対象となります。

事前に「接種前の説明書」などをよく読み、十分に納得された上で接種を受けてください。